

令和3年度 山形県社会福祉協議会 福祉出前講座 実施要綱

1 目的

社会福祉法人山形県社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、本会職員を派遣し、福祉に関する講座（以下「福祉出前講座」という。）を実施することにより、県民の福祉への理解を深め、地域共生社会の実現を目指すことを目的とする。

2 実施主体 社会福祉法人山形県社会福祉協議会

3 実施期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

4 事業の対象

福祉出前講座の対象は、県内の法人又は団体（法人格を有しないものを含む。以下「団体等」という。）とする。

5 申込方法

- (1) 福祉出前講座の利用を希望する団体等は、福祉出前講座申込書（様式第1号）により実施日の概ね1か月前までに本会に申し込むこととする。
- (2) 本会は、福祉出前講座を申し込んだ団体等と内容を調整のうえ、速やかに派遣職員等を決定し、当該団体等（以下「実施団体等」という。）に通知する。

6 講座内容

- (1) 講座の内容は下記のとおりとし、実施団体等がその中から選択することとする。ただし、下記の内容以外のものを希望する場合は別途相談することができる。
 1. 福祉ってなに？ ～福祉入門講座～
 2. ボランティアをはじめよう！～ボランティア活動、4つの原則～
 3. 居場所づくり講座 ～地域のサロンや子ども食堂をはじめよう～
 4. あなたにもできる社会貢献（ボランティア、居場所づくり、子ども食堂、市民後見）
 5. 車いす体験、高齢者疑似体験、心のバリアフリー講座（県と連携）
 6. 自分の住んでいる地域を知ろう（地域生活を支える人や仕組み）
 7. 災害に強いご近所づくり
- (2) 職員派遣に係る費用は、無料とする。ただし、教材費、会場使用料等その他の実費は、実施団体等の負担とする。
- (3) 福祉出前講座は1回あたり1～2時間程度とする。

7 変更等の届出

実施団体等は、福祉出前講座の利用申込内容について、実施日時、場所その他の申込

事項を変更しようとするとき、又は福祉出前講座の実施を取りやめようとするときは、速やかに本会に届け出るものとする。

8 その他

- (1) 本会の事業実施上、やむを得ず講師派遣を中止することとなった場合や派遣内容を変更する場合、本会と実施団体等は再度調整するものとする。
- (2) 本会は、当該団体等が次の項目に該当するなど派遣先としてふさわしくないと判断した場合は、派遣をしない又は中止するものとする。
 - ① 団体等の役員等（個人である場合にはその者、法人である場合には役員又は支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」をいう。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であるとき。
 - ② 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与している団体等であるとき。
 - ③ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している団体等であるとき。
 - ④ 法令違反など反社会的行為を行うおそれがあるとき。
 - ⑤ 宗教的活動・政治的活動を行うおそれがあるとき。
 - ⑥ 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (3) この要綱に定めるもののほか必要な事項は、本会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。